

令和7年度地域住民向けデジタル研修業務 公募型プロポーザル実施要項

令和7年6月

波佐見町 企画情報課

1. 業務の概要

1.1業務名

令和7年度地域住民向けデジタル研修業務

1.2目的

地域住民向けにデジタル関連の講座を実施することで、来たる AI 時代に向けた町民の DX リテラシー向上とビジネス機会の創出、学生のチャレンジ意欲向上を図ることを目的とする。

1.3 業務内容

別紙「令和7年度地域住民向けデジタル研修業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

1.4 委託期間

契約締結の日(令和7年8月予定)から令和8年3月31日まで

1.5 提案上限額

3,000千円(税抜き)

構築期間中の業務に係る全ての費用を含めること。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルの参加者は、参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者。
- ③ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく精算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続開始の申立がなされていない者。

- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下本号中「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役またはこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている法人その他団体に該当しない者であること。
- ⑤ 専門技術者等十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- ⑥ 過去5年度以内に生成AIおよびデジタル領域において講師実績があること。

2.2 スケジュール(予定)

No.	実施内容	実施期間または期日
1	募集要領等の公表	令和7年6月10日
2	参加申込書提出期限	令和7年6月30日
3	質疑書の受付期限	令和7年6月23日
4	質疑書に対する回答期限	令和7年6月25日
5	企画提案書提出期限	令和7年7月14日
6	プレゼンテーション	令和7年7月18日(予定)
7	最終選考結果通知・公表	令和7年7月23日(予定)
8	特定者と仕様書協議	令和7年7月25日(予定)
9	契約締結・業務開始	令和7年8月1日(予定)

2.3 募集要項等の公表

2.3.1 公告

令和7年6月10日(火)に本町ホームページに掲載。

2.3.2 募集要項等書類の配付

(1)配布期間

令和7年6月10日(火)～令和7年6月30日(月)

(2) 配布方法

募集要項ほか必要書類は本町ホームページからダウンロードすること。

2.4 参加申込書の提出

2.4.1 提出期間

令和7年6月30日(月)17 時必着

※郵送の場合も同日必着

2.4.2 提出場所・方法

末尾提出先へ参加申込書等を持参または郵送等により提出すること。

2.4.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は次の書類を提出すること。

(1)【様式 1】参加申込書

(2)【様式 2】参加資格に関する申立書

(3)【様式 3】受注実績調書

(4)【様式 4】会社概要書

<提出部数>

印刷したもの…各1部

2.4.4 参加資格確認通知

令和7年7月4日(金)までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.4.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意様式)を末尾提出先へ事前に電話連絡の上持参または郵送にて提出すること。なお既に提出された書類は返却しない。

2.5 質疑及び回答

質疑がある場合は【様式5】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

2.5.1 受付期間・方法

(1) 受付期間

令和7年6月10日(火)～令和7年6月23日(月)17時必着

(2) 提出場所・方法

質問書に記入の上次のアドレス宛に電子メールで提出すること。

アドレス:densan@town.hasami.lg.jp

- ・ 件名は「令和7年度地域住民向けデジタル研修業務質疑(会社名)」とすること。
- ・ 質疑数は1提案者あたり5を上限とする。1つの質疑内容に複数個の質疑が記載されていると町が判断した場合、複数個として取扱う。
- ・ 質疑を行った提案者名は非公開とする。
- ・ この要項に定める手続き以外の方法により、町及びその関係者に問い合わせたときは回答しない。

2.5.2 回答方法

質問に対する回答は令和7年6月25日(水)までに、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き随時ホームページ上に掲載する。

2.6 企画提案書等の提出

参加申込書を提出しこのプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお提案は1者1案とする。

2.6.1 提出書類

- (1) (任意様式)費用見積書 …1部
- (2) 企画提案書(任意の様式・カラー印刷) …正本1部、副本 6 部

2.6.2 提出方法等

(1) 提出期間

令和7年7月14日(月)17 時必着 ※郵送の場合も同日必着

(2) 提出場所・方法

末尾記載の提出先へ持参または郵送(期限内必着)により提出すること。

持参の場合は役場開庁時間内(平日8時30分～17 時15分)に限る。

2.7 企画提案書の作成

- ・ 【別紙 1】企画提案書作成要領に基づき作成すること。
- ・ 原則A4版両面であること。ただし図表等については必要に応じて A3 版も可とする。
- ・ ページ数の上限は設けないが、必ずページ番号を付すこと。
- ・ 提案内容については必ず費用見積書に計上すること。
- ・ 提案者の名称は伏せること。

2.8 優先交渉権者等の選定方法

プレゼンテーションで評価・採点(100 点満点)を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2.8.1 プレゼンテーション

町が別途設置する審査会が審査を行う。

提案者は【参考2】の審査項目に沿って、以下記載の留意事項を踏まえてプレゼンテーションを実施すること。なおプレゼンテーションの時間は45分とし、その後審査委員からの質疑を15分程度予定している。

審査員5名(1名あたり最大 100点)の平均を得点とする。

<留意事項>

- ・ 提案者からの出席は4人を上限とする。
- ・ 提案用のモニターは本町で準備する。
(ELMO デジタルホワイトボード 65 型、HDMI 接続)
- ・ プレゼンテーションの提案内容は全て費用見積書に含まれているとみなす。
- ・ プレゼンテーションでの追加資料の配布は一切認めない。
- ・ プレゼンテーション当日に限る説明者でなく、本業務の担当者もしくは責任者がプレゼンテーションを行うこと。
- ・ プレゼンテーションは現地参加、web 参加(会議は町が主催する)双方可とする。
- ・ 提案者の名称は伏せること。

開催日:令和7年7月18日(金)予定

※正式な開催日時・場所は参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.8.2 優先交渉権者の決定

最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。

2.8.3 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し令和7年7月23日(水)までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールにて通知する。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名(優先交渉権者以外の事業者名は非公開)、審査結果は、令和7年7月31日(金)を目途に本町ホームページへ掲載する。

(3) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間に限り認める。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

<著作権・特許権等>

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

<複数提案の禁止>

提案者は提案書を複数提出することはできない。

<提出書類変更の禁止>

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は原則認めない。ただしプロポーザルの実施に支障が出ると事務局が判断した場合はこの限りではない。

※なお提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

<費用負担>

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本プロポーザルに要する経費等はすべて提案者の負担とする。

＜その他＞

- (1) 提案者は参加申込書の提出をもって募集要項の記載内容に同意したものとする。
- (2) 提出書類は波佐見町情報公開条例(平成14年3月18日条例第1号)および波佐見町個人情報保護法施行条例(令和5年3月24日条例第11号)の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。なお本プロポーザルの受託候補者選定前において決定に影響が出る恐れのある情報については、候補者決定後の公開とする。
- (3) 企画提案書等作成のために本町より受領した資料等は本町の許可なく公表または使用しないこと。

2.10 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、配点合計の6割以上の得点となった場合に限り候補者として選定する。

3 契約

3.1 契約の締結

優先交渉権者決定後両者で協議を行い、業務実施に係る仕様確定の上契約を締結する。

契約は仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

なお本委託業務に関し一部再委託の必要がある場合、本町と協議の上その承認を得たものを除き再委託することは認めない。

3.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合または協議が不調と町が判断した場合は、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

3.3 契約条項等

(1) その他契約に関する事項

(ア) 契約保証金

波佐見町契約に関する規則第22条の規定によるものとする。

(イ)見積書の聴取

見積書は委託先が決定した後、業務委託契約受託者(1者)から徴取する。

3.4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

4 問合せ先・書類提出先

波佐見町 企画情報課 電算情報班 担当 増田

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

(Tell)0956-80-6661(直通)

(e-mail)densan@town.hasami.lg.jp